創業チャレンジ支援事業募集要項

１　事業の趣旨

広島市内での創業を考えている創業意欲のある方を募集し、優秀な事業計画に対して、経営、資金の両面から総合的な支援を行い、広島市経済の活性化を図るものです。

２　事業の概要

本事業は、これまでの女性・シニア、障害者を対象とした支援から、５０歳未満の男性（未成年者を除く）も対象に加え、支援対象者の拡大を図るとともに、次のような２段階の支援を行います。まず、応募者の中から第１次審査（書類審査）で事業計画策定支援を受ける方を決定します。この支援は、事業計画の策定段階から専門家によるアドバイスを行い、事業計画のブラッシュアップを支援します。また、当該事業計画書を第２次審査（書類審査・面接審査）で審査し、事業認定者を決定します。事業認定後には経営アドバイザーの派遣、融資の利用ができる支援となっております。

３　応 募 資 格

次の⑴～⑻すべてに該当する方が対象となります。

(1)　申請時点で事業を営んでいないこと
(2)　広島市内で創業すること
(3)　国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと
(4)　創業する事業が製造業、小売業、飲食業、サービス業などで広島県信用保証協会の保証対象業種であること（特定非営利活動法人（ＮＰＯ）は対象となりません。）
(5)　未成年者、成年被後見人及び被保佐人でないこと
(6)　フランチャイズチェーン、分社化等による開業でないこと
(7)　外国籍の方は、事業の実施に必要な一定の在留資格を有すること
(8)　暴力団及び暴力団関係者の統制下にないこと（暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）」に基づき指定された暴力団のほか、集団的、常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織を総称していう。また、暴力団関係者とは、暴力団の構成員のほか、暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）

※　上記に関する証明書、誓約書を提出していただきます。

４　支 援 内 容

第１次審査において事業計画策定支援の決定を受けた方に対して、次の支援を行います。

(1) 事業計画策定支援（無料）

広島市中小企業支援センターに登録している経営アドバイザーが、事業計画の策定支援を行います。

①支援期間　　支援決定日から第２次審査事業計画書提出日まで
②支援回数　　支援期間において３回以内

さらに、第２次審査において事業認定を受けた方に対して、次の支援を行います。

(2) 経営アドバイザーの派遣（無料）

広島市中小企業支援センターに登録している経営アドバイザーが、経営ノウハウ等に関する指導、助言を継続的に行います。

①派遣期間　　事業認定日以降に経営アドバイザー派遣を最初に受けた日から２年間（ただし、創業日から２年間を超えることはできません。なお、認定日以前に創業した場合には、上記にかかわらず認定日から２年間となります。）

②派遣回数　　派遣期間において原則１２回

(3) 融　　資

①「広島市創業チャレンジ資金」が利用できます。

ア　融資限度額　　１，０００万円

イ　融資期間　　運転資金７年以内、設備資金１０年以内（いずれも据置１年以内）

ウ　貸出利率　　年１．０％（別途、保証料が必要です。）

エ　担保・保証人　　担保及び保証人は不要（法人については、代表者が保証人となります。）

※　融資の申込期間は、個人事業の場合は創業前１か月から創業後１年未満まで、会社設立による場合は会社を設立前２か月から会社設立後１年未満までとなります。また、創業又は会社設立前については、融資金額と同額以上の自己資金が必要となります。

※　融資に当たっては、広島県信用保証協会の保証が必要となります。また、融資の可否及び融資金額については、金融機関及び広島県信用保証協会による審査のうえ決定されます。

②　日本政策金融公庫の「女性、若者/シニア起業家資金」（対象は２０歳以上の者）及び「新規開業資金」の設備資金が特別利率Ｃの対象となります。

※　貸出利率は金融情勢によって変動しますので、記載されている利率とは異なる場合があり、また、融資に当たっては、別途、日本政策金融公庫の金融審査がありますので、詳しくは同公庫にお問い合わせください。

５　応募方法

応募用紙（創業チャレンジ支援事業申請書等）に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、下記郵送・提出先へ郵送又はご持参ください。（郵送の場合は、簡易書留としてください。）

(1) 応募用紙

応募用紙は、広島市中小企業支援センター、広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課で配布するほか、広島市中小企業支援センターホームページからもダウンロードできます。また、ご希望の方には郵送いたします。（URL:http://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp）

(2) 郵送・提出先

〒７３３－０８３４　広島市西区草津新町一丁目２１番３５号広島ミクシスビル２F

（公財）広島市産業振興センター　中小企業支援センター

※　提出された申請書等は返却いたしません。

※　受付期限：１回目　平成２４年５月３１日（木）１７時１５分まで

２回目　平成２４年８月３１日（金）１７時１５分まで

６　創業までのスケジュール

審査・事業認定を平成２４年度には下表のとおり受付期間に応じて２回行いますので、創業スケジュールに合わせてご応募ください。

応募受付期間	第1次審査･事業計画策定支援の決定	事業計画策定支援	第2次審査	事業認定	創業期限
４月　２日（月） ～ ５月３１日（木）	６月	６月～８月	９月	１０月	平成２５年４月末
７月　２日（月） ～ ８月３１日（金）	９月	９月～１１月	１２月	１月	平成２５年７月末

※　申請書の受付までに内容についてヒアリングを行います。各受付期間の締切間際にヒアリングを行うと、審査が次回に繰り越される場合がありますので、応募に当たっては、受付までのスケジュールをお早めにお問い合わせください。

※　このスケジュールを予告なく変更することがありますので、応募に当たっては広島市中小企業支援センターホームページでご確認ください。

7　事業計画策定支援の決定及び事業認定の条件

事業計画策定支援の決定及び事業認定に当たっては、次に掲げる条件があります。

(1)　事業計画策定支援の決定

①　事業計画策定支援により作成した、事業計画書を第２次審査事業計画書提出日までに提出して頂きます。事業計画策定支援の決定によって得られた支援内容や第２次審査への提出資格を次回に繰り越すことは認められませんので注意してください。なお、事業計画策定の支援を受けず、自ら事業計画を策定し第２次審査に提出することも可能です。

②　当該支援は、原則として、経営アドバイザーとの日程調整のうえ中小企業支援センターで実施します。

③　申請内容に虚偽の事項があったときは、事業計画策定支援の決定を取り消すことがあります。

(2)　事業認定

①　事業認定日の属する月の翌月から起算して６か月後の末日までに、広島市内で創業し、創業後最低３年間は広島市内で事業を営む必要があります。

②　創業後最低３年間は、認定を受けた方が代表者として事業を営む必要があります。

③　事業の実施に当たり、許可、認可、資格、免許、登録及び届出等が必要な場合は、該当する許認可等の手続きを完了させ、その証となる許認可証等の写しを提出して頂きます。

④　事業計画の変更、事業の中断又は廃止等の場合は、理事長の承認が必要となります。

⑤　創業日から起算して３年を経過した日までが属する事業年度の決算報告書（個人事業の場合は確定申告書の写し）を理事長に提出して頂きます。

⑥　申請内容に虚偽の事項があったとき又は事業認定の条件に違反したときは、事業認定を取り消すことがあります。

⑦　その他、創業チャレンジ支援事業実施要綱及び当該事業の実施に当たり関係する法令を遵守して頂きます。

8　選考方法

選考については、当財団の事業可能性評価委員会が行います。応募された事業計画について、事業の新規性、独創性、実現可能性などを審査ポイントに厳正かつ公平に審査します。

(1) 第１次審査（書類審査）

(2) 第２次審査（書類審査・面接審査）

※　第１次審査（書類審査）合格者は、事業計画策定支援の終了後、別途、第２次審査（書類審査・面接審査）用の事業計画書を提出していただきます。

※　第２次審査では、事業概要についてプレゼンテーションをして頂きます。（プレゼンテーションに係る経費については自己負担となります。）

※　選考結果及びその理由に関するお問い合わせには応じかねます。

※　事業認定した際には、報道発表しますので、あらかじめご了承願います。

９　応募後の事務の流れ

応募後の事務の流れは、以下のようになります。

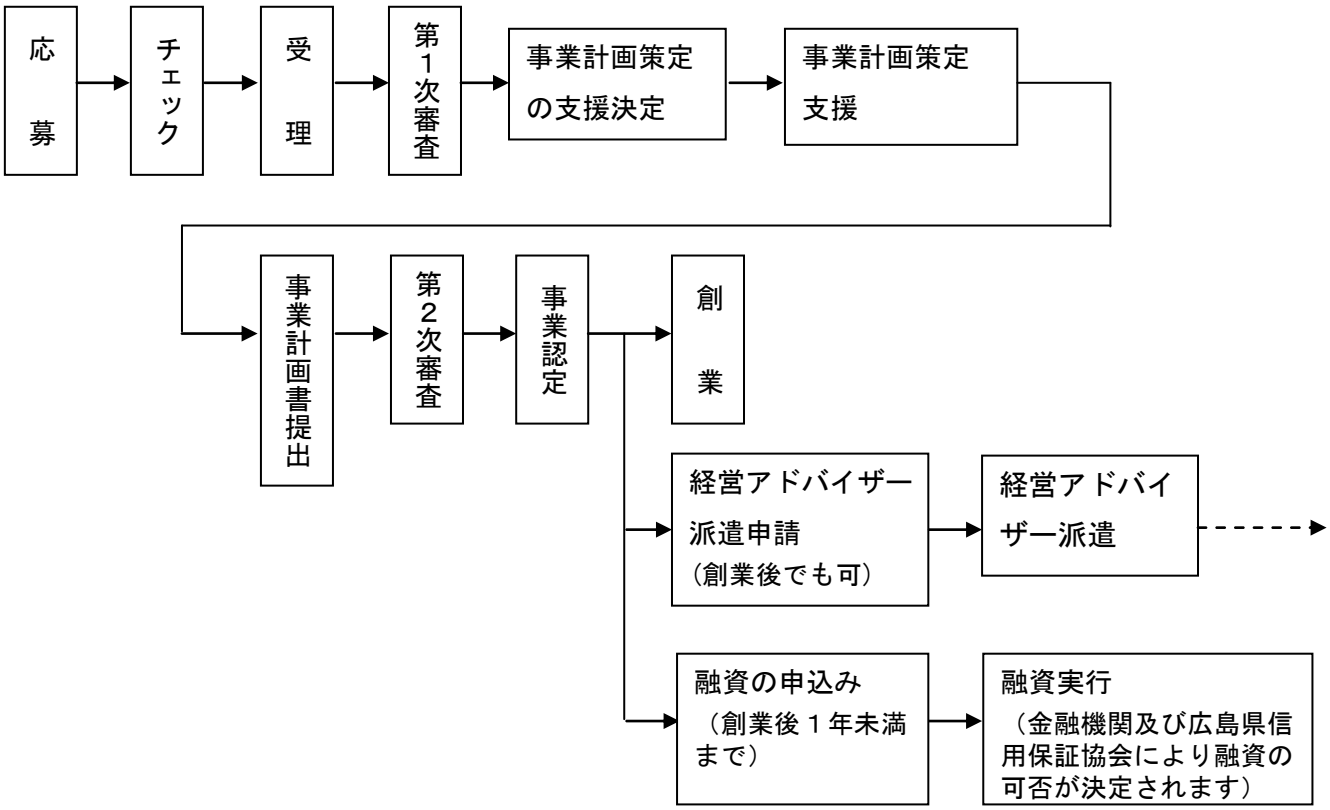

１０　問い合わせ先

【本事業に関する問い合わせ】

（公財）広島市産業振興センター　中小企業支援センター

TEL:082－278－8032　FAX:082－278－8570　E-mail　:assist@ipc.city.hiroshima.jp

【融資に関する問い合わせ】

広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課

TEL:082－504－2237　FAX:082－504－2259　E-mail　:monozukuri@city.hirosima.jp